



A 5日は取得する必要があると思いますが、本当ですか。
 年次有給休暇は心身のリフレッシュを図ることを目的として、原則として労働者が請求する時季に与えることとされており、年次有給休暇をあまり取得していません。年 10 日以上の人には、5 日以上利用してください。

Q 製造業に勤務的として、原則として労働者が請求する時季への気兼ねもあり、年次有給休暇をあまり取得していません。年 10 日以上の人には、5 日以上利用してください。



年5日の年次有給休暇の確実な取得

兼ねや請求することへ内5日について、使用率は「労働者自らの取得率が低調な現状にあり、取得促進が課題」となっています。このため、労働基準法が改正され、2019年4月より、使用者が法定の年次有給休暇が10日以上労働者に対し、毎年5日間を確実に取得させることが必要となりました。なお、②の「使用者ポイント」は次の3点です。

①対象者は法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者(管理監督者を含む)であること。
 ②労働者ごとに年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内

使用者は「労働者自らの請求・取得」「計画年休」および「使用者による時季指定」のいずれかの方法で、年次有給休暇を取得させる必要があること。

③取得させた日数を管理するため、年次有給休暇管理簿を作成すること。

詳しくは当課または鳥取・米子・倉吉の各労働基準監督署に問い合わせてください。